

改正

平成31年3月28日告示第41号

令和3年3月31日告示第67号

令和4年3月25日告示第55号

令和5年7月19日告示第160号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅におけるエネルギーの自立化を促進するため、市内に住宅用太陽光発電・蓄電システム（住宅用太陽光発電システム及びその発電した電気を蓄電することができる住宅用蓄電システムをいう。以下同じ。）を同時に設置した者に対し、その設置に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅用太陽光発電システム」とは、綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成23年綾部市告示第15号）第1条の2に規定する住宅用太陽光発電システムをいう。

- 2 この要綱において「住宅用蓄電システム」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- (1) 蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される一体の装置であること。
 - (2) 住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電した電気を充放電するものであること。
 - (3) 未使用品（中古品及び移設されたものを除く。）であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住し、若しくは居住しようとする市内に存する住宅に住宅用太陽光発電・蓄電システムを同時に設置した者又は自らが居住するために住宅用太陽光発電・蓄電システムが設置された市内に存する住宅を購入した者。ただし、太陽光発電出力が2キロワット以上のものに限る。
- (2) 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開

始日から6月以内のもの（発電した電気を全て自家使用する場合にあっては、住宅用太陽光発電・蓄電システムの利用開始日から6月以内のもの）

(3) 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱による補助金の交付を受ける者

(4) 市町村税を滞納していない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満は、切り捨てるものとする。）に10,000円を乗じて得た額（40,000円を限度）

(2) 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量又は公称定格容量の合計（単位はキロワットアワーとし、小数点以下2位未満は、切り捨てるものとする。）に15,000円を乗じて得た額（90,000円を限度）

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に第1号の額を加えた額が第2号の額を超える場合は、第2号の額から第1号の額を控除した額とする。

(1) 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金の額

(2) 住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置に要した経費に2分の1を乗じて得た額

3 補助金の交付回数は、1人1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に関する規定の準用)

第7条 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条から第9条までの規定は、補助金交付決定の取消し等、この要綱による補助金の交付を受けて設置した住宅用太陽光発電・蓄電システムの管理等及び処分制限並びに当該システムに関する資料の提供その他の協力につ

いて準用する。この場合において、同要綱第7条から第9条までの規定中「住宅用太陽光発電システム」とあるのは、「住宅用太陽光発電・蓄電システム」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年9月29日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。この場合において、平成28年4月1日から同年9月29日までの間に綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により交付決定を受けた者に係る第3条第2号の規定の適用については、同号中「6月以内」とあるのは、「12月以内」とする。

附 則 (平成31年3月28日告示第41号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第67号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月19日告示第160号)

この告示は、令和5年7月19日から施行する。

年 月 日

綾部市長

様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
(住宅用太陽光発電システムに係るもの 円)
(住宅用蓄電システムに係るもの 円)
- 2 設置場所 綾部市
- 3 住宅用太陽光発電システム 型式名
製造者名
設置機器 w ・ 枚
公称最大出力 k w (小数点以下2位未満切捨て)
- 4 住宅用蓄電システム 型式名
製造者名
蓄電容量又は公称定格容量
k w h (小数点以下2位未満切捨て)

5 添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 市町村税の完納証明書
- (3) 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体が確認できる写真及び配置図
- (4) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し(発電した電気を全て自家使用する場合にあっては住宅用太陽光発電・蓄電システムの利用開始日が確認できる書類の写し)
- (5) 住宅用蓄電システムの型番、形式、製造番号及び設置の状況が確認できる写真並びに配置図
- (6) 住宅用蓄電システムの回路図等(常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することを確認できる書類)
- (7) 住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置に要した経費の領収書の写し
- (8) 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類並びに蓄電池の型式及び蓄電容量(公称定格容量)が明記されている書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

※ 綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金との同時申請になるため、第1号から第3号までの書類並びに第4号、第8号及び第9号の書類のうち住宅用太陽光発電システムに係るものについて、添付を省略することができます。

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金につきましては、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 （住宅用太陽光発電システムに係るもの （住宅用蓄電システムに係るもの	円 円） 円）
不 交 付	（理 由）	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）